

## 太田市危機管理推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 太田市における危機管理（災害、武力攻撃事態等及び事件等の緊急事態から市民の生命、身体及び財産の安全を確保するために、危機の発生を防止し、又は、危機の発生後において、被害等の軽減を図り危機を収束し、もって市民生活を平常に回復させることをいう。）の一層の充実と推進体制の強化を図るため、太田市危機管理推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 危機管理の基本方針に関すること。
- (2) 危機に対処するための基本的かつ総合的な計画に関すること。
- (3) 前各号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 推進会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

2 議長は市長をもって充て、副議長は副市長をもって充てる。

3 委員は、教育長、危機管理監（太田市危機管理指針（平成21年4月1日太田市制定。以下「指針」という。）第4章第1の規定により総務部長をもって充てる危機管理監をいう。）、各部局長（総務部長を除く。）、消防長、会計管理者、その他市長が指名する職員をもって充てる。

### (議長及び副議長)

第4条 議長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 推進会議の会議は、必要に応じて議長が招集する。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 推進会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、第2条各号に規定する事項のうち推進会議からの指示事項のほか、推進会議に付すべき事項についての調整を行うものとする。

3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

4 幹事長は、副危機管理監（指針第4章第1の規定により総務部副部長をもって充てる副危機管理監をいう。）をもって充てる。

5 幹事は、副部長（総務部副部長を除く。）の職にあるものをもって充てるほか議長が指定するものとする。

(専門部会)

第7条 議長は、必要があると認めるときは、推進会議に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、議長が指定する職員をもって組織する。

3 専門部会に部会長を置き、議長が指定する職員をもって充てる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、総務部 **危機管理室** において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。